

大崎町スポーツ合宿等奨励金支給制度

< 目 的 >

- スポーツ合宿等の誘致促進
- 交流人口拡大及びスポーツ等を通じた地域活性化

< 事業内容 >

- スポーツ合宿等で大崎町内の宿泊する国内外の学生団体(体育会系・文科系)及び社会人のスポーツ競技部に
対し、奨励金を支給する。
- 奨励金は、可能な限り、合宿者が合宿中に町内の飲食店や宿泊施設において利用いただくことなどを考慮し、原則、合宿初日に現金支給するが、実績確認後の振込する場合がある。
- 鹿児島空港からバス及びレンタカーで宿泊施設へ移動する際など、その経費を奨励金に上乗せし支給する。

< 対象者 >

- 国内の小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定するものをいう。)に在学する学生及び国外の学生等で構成される運動系又は文科系の団体。
- 国内外の社会人のスポーツ競技部。

< 交付条件 >

- 町内の宿泊施設に宿泊すること(くにの松原キャンプ場を除く)
- 延べ宿泊数が10泊以上であること。
- 各種大会の開催に係る会議等への参加のみを目的とするものではないこと。
- バスの借上についてはバス会社のバスを利用すること。

大崎町スポーツ合宿等奨励金支給制度

奨励金交付の流れ～バス利用無しVer.～

＜申請者＞

- 奨励金支給申請書
(別記第1号様式)
- 宿泊者名簿

合宿開始1週間前までに
STOに提出

- ### ＜合宿初日＞
- 奨励金の受領
- ※受領書に署名いただきます

- ### ＜合宿終了後＞
- 宿泊証明書の確認と署名を宿泊所に依頼
 - 後日、メール等にて役場担当課に提出

＜スポーツ観光おおさき＞

- 申請書・名簿の審査

- 支給決定・受渡しの連絡

- 宿泊証明書の受取
 - 審査
 - 精算or返納処理
- ※申請の1/2におよぶ変更が生じた場合には返納の可能性があります。

奨励金の受渡し場所・時間等の
打合せ連絡

大崎町スポーツ合宿等奨励金支給制度

奨励金交付の流れ～バス等利用有りVer.～

<申請者>

- 奨励金支給申請書 (別記第1号様式)
- 宿泊者名簿
- バス及びレンタカー等の予約・利用料金の分かる確認書類 (※1)

合宿開始1週間前までに
STOに提出

<合宿初日>

- 奨励金の受領
※受領書に署名いただきます
- レンタカー貸渡証の確認
※バスについては前日までに役場からバス会社等へ利用の確認をとります。

<合宿終了後>

- 宿泊証明書の確認と署名を宿泊施設へ依頼
- 後日・役場担当課にメール等で宿泊証明書を提出

※1 バス・・・予約が確認できるもの
レンタカー・・・レンタカー会社発行の予約確定メールの写し、ネット予約時の予約完了画面のハードコピー、支払済の場合は領収書等

<スポーツ観光おおさき>

○申請書等の審査

○支給決定・受渡しの連絡

○宿泊証明書の受取

○審査

○精算or返納処理

※申請の1/2におよぶ変更が生じた場合には返納の可能性があります。

バス及びレンタカーについて

＜助成対象＞



①町内外のバス会社
に依頼したバス



②レンタカー
※町外で借りてOK

＜助成の対象とならないもの＞



②町内外宿泊施設に
依頼した自家用バス



③合宿をする団体で
所有する自家用バス

大崎町スポーツ合宿等奨励金 奨励金額

奨励金の額は、連続する延べ日数に応じ、以下の表のとおりです。
1団体あたり**50**万円を上限としています。

支給対象	宿泊数（泊）	支給額（円）	宿泊数（泊）	支給額（円）
○小学校 ○中学校 ○高等学校 ○大学 ○高等専門学校 （若しくは専修学校） ○外国の学生団体 ○国内外の社会人 スポーツ競技団体	10～19	10,000	110～119	110,000
	20～29	20,000	120～129	120,000
	30～39	30,000	130～139	130,000
	40～49	40,000	140～149	140,000
	50～59	50,000	⋮	⋮
	60～69	60,000	460～469	460,000
	70～79	70,000	470～479	470,000
	80～89	80,000	480～489	480,000
	90～99	90,000	490～499	490,000
	100～109	100,000	500～	500,000

大崎町スポーツ合宿等奨励金 奨励金額

発着点	貸切バス (円)	さんふらわあ	レンタカー (円)
鹿児島空港 宮崎空港	町内事業者 1団体当たり 上限150,000 8割支給		1台当たり 1日 2,000
鹿児島中央駅			
鹿児島港 鹿児島新港 鴨池港			
桜島港 垂水港	町外事業者 1団体当たり 上限50,000 8割支給		1団体当たり 上限 20,000
志布志港		1団体当たり 1日 20,000 上限 40,000	

※町内の移動に係るバス利用等については対象外となります。

例) 大学生50人4泊5日(延べ宿泊数200泊) 大型バス1台(10万円) レンタカー1台(5日利用)

200,000円+80,000円(10万円の8割)+10,000円(2,000円×5日間)

=290,000円(合宿初日に渡す金額)